

議 案 名	富士見市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）等の一部改正に伴い、職員等の旅費制度を見直すため、富士見市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>第1条関係 富士見市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅行者等に対しても旅費の支払ができるよう、「旅行役務提供者」を定義するほか、条例改正にあたって必要となった用語を定義するもの。（第2条、第3条） (2) 鉄道賃、船賃、航空賃について、内国旅行及び外国旅行において運賃の等級が区分された鉄道、船舶、航空機により移動する場合等に支給する運賃の額を規定するもの。（第9条、第10条、第11条） (3) これまで定額で支給していた車賃を、その他の交通費として実費支給とするもの。（第12条） (4) これまで定額で支給していた宿泊料を、規則で定める額（宿泊費基準額）を上限に宿泊費として実費支給とするもの。（第13条） (5) 移動及び宿泊が一体となっているいわゆるパック旅行について支給する包括宿泊費を新設するもの。（第14条） (6) 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための宿泊手当を新設するもの。（第15条） (7) 予防接種に係る費用、旅券の交付手数料等の外国旅行に要する雑費について出張雑費という名称から渡航雑費に改めて規定するもの。（第16条） (8) 職員が外国旅行中に死亡した場合の諸雑費に充てるための死亡手当について、これまで役職別に定額支給していたものを、規則で定める一律の額で定額支給することとするもの。（第17条） (9) 旅行者等が条例又は規則に違反して旅費の支給を受けた場合に係る返納について規定するもの。（第25条） (10) 旅費の支給額の上限として、本条例の規定によって計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を支給することとするもの。（第26条） (11) その他、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い必要な規定の整備、文言整理等を行うもの <p>第2条関係 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別職の職員で非常勤のものが公務のため旅行したときは、旅費

	<p>条例の定めるところにより旅費を支給することとするもの（第4条）</p> <p>第3条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (1) 教育長の旅費については、旅費条例の定めるところにより旅費を支給することとし、改正前の旅費に係る金額を規定した別表を削除するもの（第7条）</p> <p>第4条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正 (1) 市長及び副市長の旅費については、旅費条例の定めるところにより旅費を支給することとし、改正前の旅費に係る金額を規定した別表を削除するもの（第7条）</p> <p>第5条関係 富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (1) 議長、副議長及び議員の旅費については、旅費条例の規定により算出される市長の旅費相当額を支給することとし、改正前の旅費に係る金額を規定した別表を削除するもの（第6条）</p> <p>第6条関係 富士見市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 (1) 市の機関の請求により出頭し、参加し、又は出席した者に係る旅費については、旅費条例に定める一般職の職員の旅費相当の額を支給することとするもの（第2条）</p> <p>第7条関係 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 (1) 旅費条例の改正に伴い、文言整理を行うもの（第5条）</p>
施行日等	<p>施行日 令和8年4月1日</p> <p>経過措置 第1条から第6条の規定による改正後の条例の規定は、施行日以後に第1条から第6条の条例の規定により旅行した場合について適用し、施行日前に旅行した場合については、なお従前の例によること等とする。</p>

富士見市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために<u>旅行する</u>職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>内国旅行</u> 本邦における旅行をいう。</p> <p>(2) <u>外国旅行</u> 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(3) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第13条）</u></p> <p><u>第2章 内国出張の旅費（第14条—第23条）</u></p> <p><u>第3章 外国出張の旅費（第24条—第33条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第34条—第37条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために<u>出張する</u>職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>出張命令権者</u> 出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）の権限を有する者をいう。</p> <p>(2) <u>内国出張</u> 本邦における出張をいう。</p> <p>(3) <u>外国出張</u> 本邦と外国との間における出張及び外国における出張をいう。</p>

公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(5) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。

(6) 一般職の職員 職員のうち、市長等以外のものをいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(削除)

(旅費の支給)

(4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）第3条に規定する給料表による当該級の職務（同条に規定する給料表の適用を受けない者については、出張命令権者が市長と協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この号及び第3号、次項並びに第18条第1項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が、出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が、出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(4) 職員が、出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 (略)

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けること

第3条 (略)

2 職員が、次の各号の一 _____ に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が、内国出張 _____ 中に離職又は休職（以下 _____ 「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が、内国出張 _____ 中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が、外国出張 _____ 中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(4) 職員が、外国出張 _____ 中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 (略)

4 職員 _____ 以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により出張命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において当該出張のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けること

ができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払
を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

ができる者が、出張中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払いを受けた旅費額（概算払いを受けなかった場合には、概算払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（新設）

（出張命令等）

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令等によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、すでに発した出張命令等を変更する必要があると認める場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（旅行命令書又は旅行依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第7条において同じ。）を含む。以下この条において「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（削除）

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令書又は出張依頼書（以下「出張命令書等」という。）に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。ただし、出張命令書等に当該出張に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 出張命令権者は、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに出張命令書等に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

6 出張命令書等の様式は、規則で定める。

（出張命令等に従わない出張）

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ、出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで出張した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 出張者が前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又

は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(削除)

は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令等に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、出張雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）出張について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、外国出張について、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路出張及び航空出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 支度料は、外国出張について定額により支給する。

10 出張雑費は、外国出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

11 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し 難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(削除)

(削除)

12 外国出張については、第1項に掲げる旅費に代え、出張手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は _____、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の出張日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、出張のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道出張にあつては400キロメートル、水路出張にあつては200キロメートル、陸路出張にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の出張日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 出張者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額によ

(削除)

(削除)

(削除)

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長_____に提出しなければならない。この場合において、必要な資料_____の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちそ

る。

2 同一地域に滞在中、一時他の土地に出張した日数は、前項の滞在中の日数から除算する。

第10条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに出張する場合においては、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該出張については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の出張において日当又は宿泊料について定額を異にする事由を生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道出張、水路出張、航空出張又は陸路出張中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするもの_____は、所定の請求書に必要な書類

_____を添えて、これを当該出張命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求にかかる旅費額のうちその書類

の資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。）をもって提出することができる。
- 6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。
(削除)
(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿

を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後、5日以内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 出張命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、直ちに当該過払金を返納させなければならない。
(新設)

(新設)

- 4 第1項に規定する請求書の様式及び添付書類の種類について

は、規則で定める。

第2章 内国出張の旅費

泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第9条から第17条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長等が、外国旅行をする場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に規定する急行料金及び座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する線路による出張の場合には運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第2号に規定する座席指定料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上で出張命令権者が特に必要と認めるとき。

(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上で出張命令権者が特に必要と認めるとき。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による出張の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運航する航路による出張をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による出張の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第16条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による出張の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による出張の場合には、航空機の

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等が移動するとき及び一般職の職員が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき及び一般職の職員が前号の著しく長時間にわたる移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事

利用に要する運賃

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含
む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車
を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条
第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外
国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に
直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国
家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第1
5条において「法」という。）に基づき国家公務員に支給される宿
泊費を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」
という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合
として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支
払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条

2 車賃は、全路程を通じて計算し、通算した路程に1キロメートル
未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第18条 削除

（宿泊料）

第19条 宿泊料の額は、13,000円とする。

2 宿泊料は、水路出張及び航空出張については、公務上の必要又は
天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合
に限り、支給する。

までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

第20条 削除

(市内出張)

第21条 職員がその職務のため市内に出張するときは、規則の定めるところにより、その実費を支給する。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

(削除)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国出張の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第24条 外国出張中本邦を通過する場合にはその本邦内の出張について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第25条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による出張の場合には、次に規定する運賃

ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による出張の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による出張の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第26条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による出張の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による出張の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による出張の場合には、5級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、4級以下の職務にある者については5級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による出張の場合には、5級以上の職務にある者については中級の運賃、4級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による出張の場合には、すべて下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要によりあらかじめ出張命令権者の許可を受け、特

別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による出張の場合には、最上級の直近下位の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による出張の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第28条 日当、宿泊料及び食卓料の額は、出張先の区分に応じて別表の定額による。

2 第25条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、出張先の区分に応じた別表の定額の10分の7に相当する額による。

3 第19条第2項の規定は、外国出張の場合の宿泊料について準用する。

(支度料)

第29条 支度料の額は、出張期間に応じた別表の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合においては、その者に対し支給する支度料

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(出張雑費)

第30条 出張雑費の額は、出張者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第31条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合に、別表の定額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず第23条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第23条第2項の規定は、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(出張手当)

第32条 第6条第12項の規定により支給する出張手当は、市長が旅費の定額によることが適当でないとする時に支給することができる。

2 出張手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度出張命令権者が市長と協議して定める。ただし、その額は、当該出張の性質に応じ第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張の例に準じて規則で定め

超えることができない。

(退職者等の旅費)

第33条 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して本邦に旅行した場合 次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

2 職員が出張地から旧勤務地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、前項各号に準じて計算した旧勤務地までの範囲内の旅費

3 出張命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

るものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(削除)

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(市内出張)

第22条 職員が市内に出張するときは、規則の定めるところにより、その実費を支給する。

(市長等に同行した場合の旅費額)

第23条 一般職の職員が市長等に同行した場合には、当該職員に対し支給する旅費は、前各条の規定にかかわらず同行した市長等と同

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 出張命令権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他この条例の規定により支給する旅費が不当に出張の実費を超える場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

2 出張命令権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(特別職職員と同行した場合の旅費額)

第35条 職員が特別職職員と同行した場合には、当該職員に対し支給する旅費は、前各条の規定にかかわらず同行した特別職職員と同

額の旅費とする。

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、同項の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費の全額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用

額の旅費（日当を除く。）とする。

(旅費の特例)

第36条 出張命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事実がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費の全額又はその満たない部分に相当する旅費を支給しなければならない。

ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(削除)

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

別表 外国出張の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料（第28条関係）

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
8級の職務にある者	円 6,200	円 5,200	円 4,200	円 3,800	円 19,300	円 16,100	円 12,900	円 11,600	円 5,800
7級から4級の職務にある者	5,300	4,400	3,600	3,200	19,300	16,100	12,900	11,600	4,800
3級から1級の職務にある者及び技能労務職員	4,400	3,600	3,000	2,600	19,300	16,100	12,900	11,600	3,800

備考

- 1 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域をいい、丙地域とはアジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による出張（外国を出発した日及び外国に到着した日の出張を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当（第29条、第31条関係）

区分	支度料			死亡手当
	出張期間1月未満	出張期間1月以上3月未満	出張期間3月上	
8級の職務にある者	円 61,990	円 75,270	円 88,550	円 460,000
7級から4級の職務にある者	53,900	65,450	77,000	400,000
3級から1級の職務にある者及び技能労務職員	45,810	55,630	65,450	340,000

第2条関係 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として <u>富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところにより旅費を支給する。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として _____ _____旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の適用を受ける職員（以下この項において「一般職の職員」という。）に支給する旅費の額に相当する額とし、その支給方法は一般職の職員の例による。</p>

第3条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）

新	旧						
<p>（旅費）</p> <p>第7条 教育長が公務のため旅行したときは、<u>富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところにより旅費を支給する。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>（旅費）</p> <p>第7条 教育長が公務のため旅行したときは、<u>別表のとおり</u> _____ _____旅費を支給する。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 内国旅行の旅費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">車賃（1キロメートルにつき）</th> <th style="text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">37円</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定めのないものは、富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところによる。</p> <p>2 外国旅行の旅費</p>	区分	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	教育長	37円	13,000円
区分	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）					
教育長	37円	13,000円					

(1) 鉄道賃等

区分	鉄道賃又は船賃	車賃	航空賃	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料(1夜につき)	旅行雑費
				指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
教育長	実費	実費	実費	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700	実費

備考

- 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域をいい丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

(2) 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上3 月未満	旅行期間 3月以上	
教育長	円 66,030	円 80,180	円 94,330	円 490,000

第4条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）

新	旧																																																											
<p>(旅費)</p> <p>第7条 市長等が公務のため旅行したときは、<u>富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）</u>の定めるところにより旅費を支給する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(旅費)</p> <p>第7条 市長等が公務のため旅行したときは、<u>別表のとおり</u>旅費を支給する。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 内国旅行の旅費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">車賃（1キロメートルにつき）</th> <th style="text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">37円</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">37円</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定めのないものは、富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところによる。</p> <p>2 外国旅行の旅費</p> <p>(1) 鉄道賃等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">鉄道賃又は船賃</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車賃</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">航空賃</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">日当（1日につき）</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食卓料（1夜につき）</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">旅行雑費</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">指定都市</th> <th style="text-align: center;">甲地方</th> <th style="text-align: center;">乙地方</th> <th style="text-align: center;">丙地方</th> <th style="text-align: center;">指定都市</th> <th style="text-align: center;">甲地方</th> <th style="text-align: center;">乙地方</th> <th style="text-align: center;">丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">円 8,300</td> <td style="text-align: center;">円 7,000</td> <td style="text-align: center;">円 5,600</td> <td style="text-align: center;">円 5,100</td> <td style="text-align: center;">円 25,700</td> <td style="text-align: center;">円 21,500</td> <td style="text-align: center;">円 17,200</td> <td style="text-align: center;">円 15,500</td> <td style="text-align: center;">円 7,700</td> <td style="text-align: center;">実費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">円 7,200</td> <td style="text-align: center;">円 6,200</td> <td style="text-align: center;">円 5,000</td> <td style="text-align: center;">円 4,500</td> <td style="text-align: center;">円 22,500</td> <td style="text-align: center;">円 18,800</td> <td style="text-align: center;">円 15,100</td> <td style="text-align: center;">円 13,500</td> <td style="text-align: center;">円 6,700</td> <td style="text-align: center;">実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地</p>	区分	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	市長	37円	13,000円	副市長	37円	13,000円	区分	鉄道賃又は船賃	車賃	航空賃	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）	旅行雑費	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	市長	実費	実費	実費	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 25,700	円 21,500	円 17,200	円 15,500	円 7,700	実費	副市長	実費	実費	実費	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700	実費
区分	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）																																																										
市長	37円	13,000円																																																										
副市長	37円	13,000円																																																										
区分	鉄道賃又は船賃	車賃	航空賃	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）	旅行雑費																																															
				指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																																																	
市長	実費	実費	実費	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 25,700	円 21,500	円 17,200	円 15,500	円 7,700	実費																																															
副市長	実費	実費	実費	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700	実費																																															

方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

(2) 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上3 月未満	旅行期間 3月以上	
市長	円 70,070	円 85,090	円 100,100	円 520,000
副市長	円 66,030	円 80,180	円 94,330	円 490,000

第5条関係 富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）

新	旧												
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、<u>富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の規定により算出される市長の旅費相当額</u>を費用弁償として支給する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、<u>別表に定める旅費</u> _____を費用弁償として支給する。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 内国旅行の旅費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>車賃（1キロメートルにつき）</th> <th>宿泊料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>37円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>37円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>37円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定めのないものは、富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号）の定めるところによる。</p> <p>2 外国旅行の旅費</p>	区分	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	議長	37円	13,000円	副議長	37円	13,000円	議員	37円	13,000円
区分	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）											
議長	37円	13,000円											
副議長	37円	13,000円											
議員	37円	13,000円											

(1) 鉄道賃等

区分	鉄道賃又は船賃	車賃	航空賃	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料(1夜につき)	旅行雑費
				指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
議長	実費	実費	実費	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 25,700	円 21,500	円 17,200	円 15,500	円 7,700	実費
副議長	実費	実費	実費	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700	実費
議長	実費	実費	実費	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700	実費

備考

- 1 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

(2) 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上3 月未満	旅行期間 3月以上	
議長	円 70,070	円 85,090	円 100,100	円 520,000
副議長	円 66,030	円 80,180	円 94,330	円 490,000
議員	円 66,030	円 80,180	円 94,330	円 490,000

第6条関係 富士見市証人等の実費弁償に関する条例（平成3年条例第14号）

新	旧
<p>（実費弁償の額及び支給方法）</p> <p>第2条 実費弁償の額は、富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号。以下「旅費条例」という。）<u>の規定により算出される一般職の職員に支給する旅費の額</u>に相当する額とする。この場合において、旅費条例第22条の規定は、適用しない。</p>	<p>（実費弁償の額及び支給方法）</p> <p>第2条 実費弁償の額は、富士見市職員等の旅費に関する条例（昭和61年条例第15号。以下「旅費条例」という。）<u>の規定により、一般職の職員に支給する旅費の額（外国旅行については、旅費条例別表に定める8級の職務にある者の欄に掲げる額）</u>に相当する額とする。この場合において、旅費条例第21条の規定は、適用しない。</p>

第7条関係 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び公務のため<u>旅行した</u>ときは、それらの費用を弁償する。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び公務のため<u>出張した</u>ときは、それらの費用を弁償する。</p>